

5文科高第788号
令和5年9月1日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
大学を設置する各地方公共団体の長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
殿

文部科学省高等教育局長
池 田 貴 城

大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準第一条第六項の文部科学大臣が定める基準の公布について（通知）

この度、別添1のとおり「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準第一条第六項の文部科学大臣が定める基準」（令和5年文部科学省告示第103号）が令和5年9月1日に公布されました。

当該基準は、令和5年3月29日に公布された「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」（令和5年文部科学省告示第34号。以下「改正告示」という。）において、令和7年度以降の薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（以下「臨床薬学に関する学科」という。）の設置及び収容定員増は抑制する一方で、「地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域」において、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）等に基づき薬剤師の地域偏在を解消するための人材養成を行おうとする場合は、抑制の例外とすることとされたことを受けて、また、厚生労働省より、「薬剤師確保計画ガイドラインについて」（令和5年6月9日付け薬生総発0609第2号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）及び「薬剤師偏在指標等について」（令和5年6月9日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）が示されたことを踏まえ、改正後の大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号。以下「認可基準告示」という。）第1条第6項の規定に基づき、薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が定める基準を定めるものです。

今回の基準の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 告示の概要

1 認可基準告示第1条第6項の文部科学大臣が定める基準

認可基準告示第1条第6項の文部科学大臣が定める基準（以下「区域基準」という。）については、厚生労働省において「薬剤師確保計画ガイドライン」が示されたことを受け、各地域の薬剤師の偏在状況を相対的に示す薬剤師偏在指標を用いることとし、具体的には、将来時点において、都道府県内の病院及び薬局に勤務する薬剤師の総労働時間と見込まれる時間が当該都道府県内の病院及び薬局の適切な運営を維持するために必要と見込まれる薬剤師が行うべき業務の総量を基に算出した労働時間を下回ること、すなわち将来時点の薬剤師偏在指標^注が、1.0（目標偏在指標）を下回ることとすること。

注 将来の薬剤師偏在指標

将来の薬剤師偏在指標 =

将来の調整薬剤師労働時間 (①) ÷ 将来の薬剤師の推計業務量 (②)

① 将来の調整薬剤師労働時間 =

現在の調整薬剤師労働時間 (※1) × 薬剤師需給予測における薬剤師数の伸び率 (※4)

(※1) 調整薬剤師労働時間 (病院) =

Σ (勤務形態別性別年齢階級別病院薬剤師数 × 病院薬剤師の勤務形態別性別年齢階級別労働時間) ÷ 調整係数 (病院) (※2)

調整薬剤師労働時間 (薬局) =

Σ (勤務形態別性別年齢階級別薬局薬剤師数 × 薬局薬剤師の勤務形態別性別年齢階級別労働時間) ÷ 調整係数 (薬局) (※3)

(※2) 調整係数 (病院) =

全薬剤師 (病院) の労働時間 (中央値) ÷ 全薬剤師 (病院+薬局) の平均的な労働時間 (業態別労働時間の中央値の加重平均)

(※3) 調整係数 (薬局) =

全薬剤師 (薬局) の労働時間 (中央値) ÷ 全薬剤師 (病院+薬局) の平均的な労働時間 (業態別労働時間の中央値の加重平均)

(※4) 薬剤師需給予測における薬剤師数の伸び率 (1.15) =

目標年次における全業態の薬剤師の需要数 ÷ 現在時点における全業態の薬剤師の供給数

② 将来の薬剤師の推計業務量 =

目標年次 (2036年) の直近時点の性・年齢階級別将来推計人口を用いて算出した薬剤師の推計業務量

※在宅業務実施件数については、人口1人当たりの在宅医療の需要の伸び率 (1.36) を乗ずる。

2 薬剤師の確保を特に図るべき区域

医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき、各都道府県は、当該都道府県における医療計画を定めることとされており、「医療計画について」（令和5年3月31日付医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知）の別紙「医療計画作成指針」において、地域の実情に応じた薬剤師の確保策の実施等が新たに記載されている。薬剤師確保策を検討するに際しての参考として示された薬剤師確保計画ガイドラインにおいて、都道府県ごとに薬剤師偏在指標に基づく薬剤師確保の方針、確保すべき薬剤師数、目標の達成に向けた施策などを薬剤師確保計画において定めることとされていることから、薬剤師の確保を特に図るべき区域については、都道府県を単位として定めることとすること。なお、区域基準に該当する都道府県（以下「該当区域」という。）は、以下のとおりであること。

青森県、山形県、群馬県、富山県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

3 施行期日

この告示は、改正告示の施行の日から施行すること。

具体的には、令和7年4月1日から施行することとするが、令和7年4月1日前にされた令和7年度以降に行おうとする臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請については、改正告示第1条及び第4条の規定の例により、その審査を行うこととし、令和5年10月1日から施行することとすること。

第2 留意事項等

1 基準の趣旨

区域基準は、今後、地域によっては薬剤師が不足することが指摘されており、薬剤師確保計画ガイドラインにおいて、地域の実情に応じた薬剤師の確保策を講じることが重要とされていることを踏まえ、改正後の認可基準告示第1条第6項の規定に基づき定めるものであり、将来、全国的には薬剤師の供給が需要を上回り薬剤師が過剰となること、ひいては待遇面を含む就職先の確保が困難であることや優秀な学生の確保に懸念があることには変わりはないため、全体の抑制方針については堅持されていることには留意されたいこと。このため、改正告示の施行前に、臨床薬学に関する学科の設置及び収容定員増を申請しようとする大学においても、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和6年度開設用）」（以下「手引」という。）を確認の上、地域的な人材需要の動向等を踏まえた上で適切に対応すること。なお、手引については毎年度更新していることから、最新の開設年度用を参照すること。

また、「6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ」（令和4年8月薬学系人材養成の在り方に関する検討会）においては、「各大学においては、入学定員充足率が低いことに加えて、標準修業年限内の卒業率・国家試験合格率が全国平均を大幅に下回る大学も存在しており、教育の質の維持・確保に課題がある」こと、「社会環境の変化を見据えて求められる資質・能力を身に付けた質の高い薬剤師を養成するためには、入学者の確保・選抜の在り方のみならず入学後の教学マ

ネジメントの確立や教員の確保をはじめとする教育の実施体制、進路指導等の出口管理までの全般にわたり、教育の質を向上させるための取組を充実・強化する必要がある」こと等が指摘されている。各大学においては、同とりまとめの内容を十分に踏まえ、薬学部教育の改善及び充実に努められたいこと。

2 該当区域における臨床薬学に関する学科の設置及び収容定員増に係る要件

該当区域において、臨床薬学に関する学科の設置及び収容定員増の認可申請を行うおうとする大学においては、当該認可申請が、①改正後の認可基準告示第1条第6項の規定に従い、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。）第4条第1項の都道府県計画その他の計画に基づいて行われるとともに、②改正後の認可基準告示第4条第1項の規定に基づき、当該大学において、地域における薬剤師確保のための教育体制・教育内容を整備し、該当区域内の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の学生に対して該当区域の都道府県が行う若しくは該当区域の都道府県知事が認める修学資金の貸与等の取組を実施し、該当区域に確実に薬剤師が確保できるような取組を実施することが必要であること。

したがって、該当区域であっても、これらの取組が実施されない場合においては、臨床薬学に関する学科の設置及び収容定員増は認められないことに留意されたいこと。

3 医療介護総合確保法第4条第1項の都道府県計画その他の計画

臨床薬学に関する学科の設置又は収容定員増を申請しようとする大学については、医療介護総合確保法第4条第1項に基づく都道府県計画や医療計画等の都道府県が作成する計画に基づき、人材需要の見通し及び人材育成の必要性について明らかにすること。認可申請にあたっては、地域における薬剤師の需給見通しを踏まえた養成すべき人数等の客観的な根拠を明らかにすることが必要であること。特に、収容定員の増加を申請しようとする大学については、増加する収容定員数は、都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科に係る入学定員等の増加として記載された人数の増加を行うことにより算出される収容定員数の増加分に限られるので留意されたいこと。認可申請においては、以上の内容がわかる資料の提出を求める予定であるので、都道府県担当部局と十分に連携の上、対応すること。

4 地域における薬剤師確保のための教育内容

地域における薬剤師確保のための教育内容は、具体的に以下の取組が想定されるため、これに留意すること。

- ・ 薬剤師の地域偏在や病院薬剤師の不足等を含む地域における医療等の現状と課題について、学生が総合的に理解するための授業を行うこと
- ・ カリキュラム編成にあたっては、地域医療について学修する授業や臨床における実務実習の充実を図る等、地域に必要な医療に関する体系的な学修が可能となるよう配慮すること
- ・ これらの授業の実施においては、大学と都道府県や関係団体が連携して行うこと

5 臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援

修学資金その他の支援については、該当区域の都道府県が実施するもの又は該当区域の都道府県知事が認めたものに限られること。その他の支援とは、例えば、該当区域において臨床における実務実習を円滑に実施するための支援や該当区域の医療機関等への就職支援など、卒業生が該当区域に定着するための効果的かつ具体的な方策が想定されるため、大学と該当区域の都道府県や関係団体が十分に連携して実施すること。また、臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、修学資金の貸与その他の支援の内容において、増加する入学定員等の人数の支援に必要な内容を含むものとしているので留意されたいこと。

6 国公立大学における取扱い

公立大学については、学校教育法第4条に定める学部等の設置の方法及び学校教育法施行令第26条第1項第3号に定める学則変更の方法及び学部の学科の設置に係る届出並びに学部の学科の収容定員の変更を伴うものについては、私立大学と同様に取り扱うものであるため留意されたいこと。

また、改正後の内容については、国立大学についても、これに準ずること。

【本件担当】

文部科学省高等教育局医学教育課企画係

電話 03-5253-4111 (内線2509)

メールアドレス igaku@mext.go.jp

○文部科学省告示第百三号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）第一条第六項の規定に基づき、同項の文部科学大臣が定める基準を次のように定め、大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準を一部改正する告示（令和五年文部科学省告示第三十四号）の施行の日から施行する。

令和五年九月一日

文部科学大臣 永岡 桂子

令和十八年における都道府県内の病院及び薬局に勤務する薬剤師の総労働時間（労働時間の合計を薬剤師の勤務形態等を勘案して調整した時間をいう。）と見込まれる時間が、同年における当該都道府県内の病院及び薬局の適切な運営を維持するために必要と見込まれる薬剤師が行うべき業務の総量を基に算出した労働時間を下回ること。